

公共事業再評価調書

主管課：農地水利課

事業名：県営畠地帯総合整備事業(担い手育成型)					
1 事業概要 (整備目的)	事業種別：土地改良事業	事業主体：沖縄県	当初事業期間：H12～H17		
	事業箇所：具志頭村安里	根拠法令：土地改良法	事業期間：H12～H19		
	総事業費(百万円)：973	費用内訳：国庫 75%	事業量：区画整理 23ha 畠地かんがい57ha		
<p>本地区はさとうきび、野菜作を中心とした農業を行っているが、現況農地は不整形で道排水路、畠地かんがい施設も未整備である。また、島尻マージ土壤地帯で耕土深が浅く所々に露頭岩が点在しているため、機械化が阻害され、さらに農業従事者の高齢化により厳しい営農状況となっている。</p> <p>このため、区画整理、畠地かんがい施設の整備を行うことにより、作物の反収増、農地の集団化、農作業の機械化、高収益性の作物への転換を進め、また担い手農家の育成を図ることにより、安定的な農業経営を目指すこととする。</p>					
2 再評価 該当項目	□①事業採択後10年を経過 □③再評価後一定期間(年)を経過	□②事業採択後5年を経過して未着工 □④事業の中止 ■⑤その他(事業採択後5年を経過)			
3 再評価に至つ た主な要因 (具体的理由)	□①用地取得の困難 □⑤手続き・法令の問題 ■⑨その他(施工同意の取得難)	□②調査・設計の困難 □⑥他事業との関係	□③事業の拡大 □⑦整備効果の問題	□④予算の確保 □⑧当初計画の長期	
	<p>本地区は、平成12年度に事業採択されたが、自力整備・相続問題・換地計画への不満等で受益者の施工同意の取得が難航したことにより、調査設計が遅れる等、計画的な進捗が図れず事業が遅延した。しかし地元説明会を重ねた結果、農地集団化への理解や相続関係者への同意が得られる等、区画整理・畠地かんがい整備の必要性が認識され、整備に対する要望が高まっている。</p>				
4 事業の進捗 状況 (H17.4月時点)	項目 計画 実施済 率	事業費 973 388 39.9%	区画整理 23ha 4.6ha 20.0%	畠地かんがい 57ha 26.8ha 47.0%	
5 事業効果の 評価指標 (耐用年数:51年) (基準年:H17) (単位:百万円)	①農業生産向上効果 ②農業経営向上効果 ③年総効果額(①+②) ④還元率×(1+建設利息率) ⑤妥当投資額(③÷④)	211 1 212 0.0478 4,437	①総事業費(関連事業費込み) 3,521		
	$\text{投資効率} = \text{妥当投資額} \div \text{総事業費(関連事業費込み)} = 4,437 \div 3,521 = 1.25$				
6 事業を巡る状 況の変化	①社会・経済 ②地元・自治体 ③利害関係者	<p>本村はさとうきび、野菜作を中心とした農業が行われており、近年は花卉(キク)・マンゴー・紅イモ・ピーマン等の栽培が盛んに行われている。</p> <p>本村は農業基盤整備が順調に進む中、本地区においても整備に対する要望は強い。</p> <p>受益者と施行調整を図りながら円滑に事業を進めている。</p>			
7 事業の必要 性・効率性	①事業の必要性・緊急性・有効性など ②事業の効率性(代替案等の可能性やコスト縮減) ③事業効果の発現状況	<p>本地区は、さとうきび・野菜作を中心とした農業を行っている地域であるが、農業従事者の高齢化等の中で、機械の導入を可能とする区画整理の必要が迫られている。また、水源については沖縄本島南部地区国営土地改良事業で整備が済んでおり、効果発現を図るうえからも早期に畠地かんがい施設を整備する必要がある。</p> <p>区画整理、及び畠地かんがい施設を整備することにより高付加価値農業への転換、担い手農家への農地の集積を事業実施前の17.4%から32%へと増加を見込んでいる。</p> <p>本事業は、地元説明会を重ねた結果、権利関係者からの同意が得られているため、現計画どおり推進する。</p> <p>これまで整備したほ場は、農業機械の稼働効率が向上し、畠地かんがい施設の整備により高収益性の作物へ転換しつつある。</p>			
8 今後の対応・ 見通し	①事業計画等 ②対住民関係 ③執行体制等	<p>現計画どおり平成19年度完了する予定である。</p> <p>具志頭村役場や土地改良区と連携を図りながら、事業を推進している。</p> <p>現在の組織体制で執行可能である。</p>			
9 対応方針	■①事業継続(現計画) □②事業計画(見直し) □③事業の中止				